

国立大学法人東北大学における充分性認定に基づく EEA 域内又は英国からの個人データの提供に関する細則

令和 5 年 1 1 月 2 9 日

理事・副学長（総務・財務・国際展開担当）裁定

（目的）

第 1 条 この細則は、国立大学法人東北大学個人情報保護規程(平成 1 7 年規第 1 1 号。以下「規程」という。)第 4 6 条の規定に基づき、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）の役職員等が、欧州経済領域（欧州連合加盟国並びにアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェー）域内又は英国（以下「EEA 等域内」という。）から個人データの提供を受ける際の取扱いを定めることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この細則は、欧州連合の一般データ保護規則（以下「GDPR」という。）第 4 5 条に基づき欧州委員会が我が国における個人データについて十分な保護を確保していると認める決定又は英国の一般データ保護規則（以下「英国 GDPR」という。）第 4 5 条に基づき英国が我が国における個人データについて十分な保護を確保していると認める決定に基づき、EEA 等域内から提供を受けた個人データ(GDPR 第 4 条第 1 項又は英国 GDPR 第 4 条第 1 項に規定する個人データをいう。以下「特定個人データ」という。)の本学における取扱いに適用する。ただし、特定個人データの提供元と本学の間で GDPR 第 4 6 条又は英国 GDPR 第 4 6 条に定める標準契約条項に基づき受け入れる場合を除く。

（特別な種類の個人データの要配慮個人情報としての取扱い）

第 3 条 特定個人データに、GDPR 又は英国 GDPR それぞれにおいて特別な種類の個人データと定義されている性生活、性的指向または労働組合に関する情報が含まれている場合には、規程第 2 条第 3 項の規定にかかわらず同項に定める要配慮個人情報とみなして取り扱う。

（利用目的の確認、記録及び制限）

第 4 条 本学が第三者から直接特定個人データの提供を受ける場合、規程第 3 4 条第 1 項本文に基づき事項の確認を行う同項第 2 号に規定する当該第三者による当該個人データの取得の経緯には、当該個人データの利用目的を含むものとする。

2 本学が、すでに特定個人データの提供を受けた他の個人情報取扱事業者から当該特定個人データの提供を受ける場合も前項と同様とする。

3 前 2 項の特定個人データについては、確認した利用目的の範囲で利用するものとする。

（外国にある第三者への提供の制限）

第 5 条 本学が特定個人データを外国にある第三者に提供するに当たっては、規程第 3 2 条第 1 項に基づき次に定める場合を除き、本人が同意に係る判断を行うために必要な移

転先の状況についての情報を提供した上で、あらかじめ外国にある第三者への特定個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ることとする。

一 当該第三者が、個人の権利利益の保護に関して、我が国と同様の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第15条第1項の規定により個人情報保護委員会が定める国にある場合

二 本学と個人データの提供を受ける第三者との間で、当該第三者による個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法（契約、その他の形式の拘束力のある取決め又は企業グループにおける拘束力のある取扱い）により本細則を含め法と同水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合

三 規程第31条第1項各号のいずれかに該当する場合

（仮名加工情報に関する取扱い）

第6条 特定個人データを加工して得られた仮名加工情報は、規程第2条第5項に規定する「仮名加工情報」とみなす。

2 前項の仮名加工情報は、統計調査その他の統計結果を作成するための処理に限り取り扱うことができる。

3 第1項の仮名加工情報は、特定の個人に関する措置又は決定を裏付けるために利用してはならない。

（匿名加工情報に関する取扱い）

第7条 特定個人データについては、加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに個人情報の保護に関する法律第43条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。）を削除することにより、匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、規程第2条第6項に規定する「匿名加工情報」とみなす。

附 則

この細則は、令和5年11月29日から施行する。